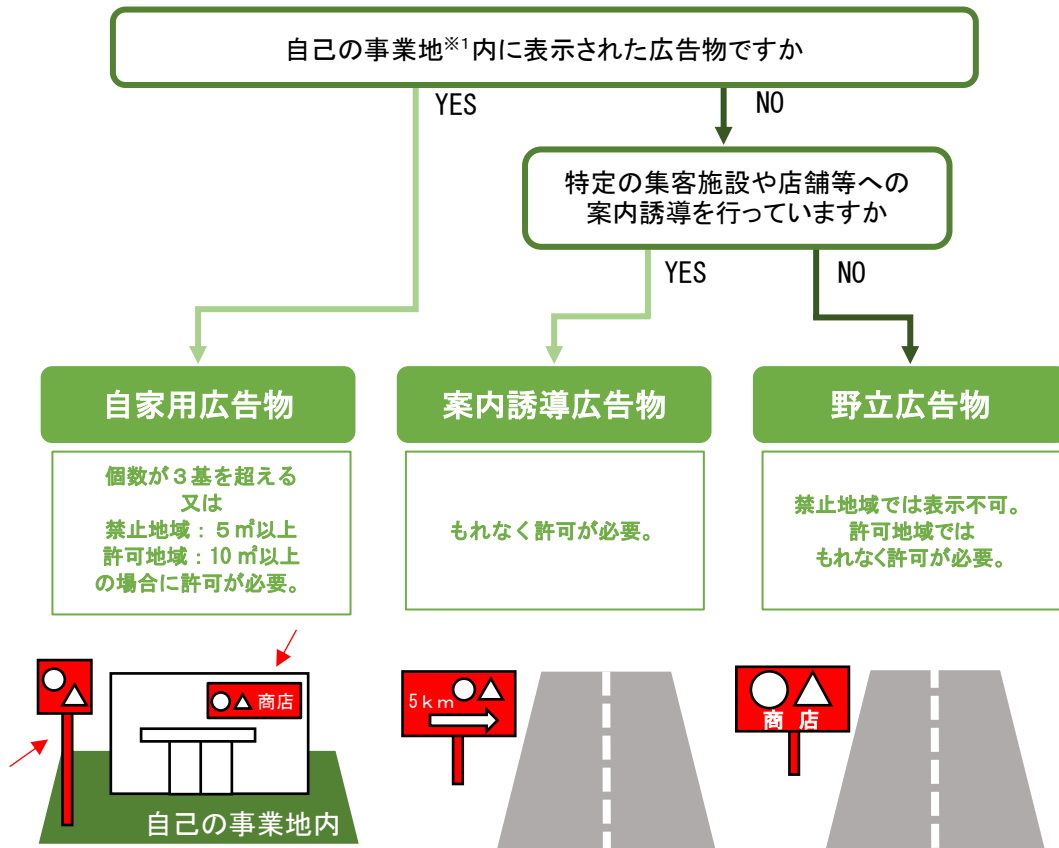


屋外広告物の許可基準

屋外広告物の許可にあたっては、「申請ごとの広告目的による基準(P.1～P.3)」にて許可申請の可否等を確認し、「広告物ごとの種類による個別基準(P.4～P.7)」にて広告物個別の許可基準を確認する必要がある。

許可基準① 申請ごとの広告目的による基準（許可申請の要否）



※¹ 実際に事業所として使用されている敷地を示します。
土地の所有権を有していたとしても、実際の事業に供されていない場合は自家用広告物には該当しません。

【その他の広告物の種類】

管理用広告物

自己が所有する土地又は物件の管理を目的として、
管理上必要な事項を表示する広告物。

第1種禁止地域：5㎡以上
又は個数が2基を超える

それ以外：10㎡以上
又は個数が3基を超える

の場合に許可が必要。



道標・案内図板等

公共的な目的をもって、特定の区域・場所等の
案内のために掲出される広告物。

もれなく許可が必要

●自家用広告物

(自己の事業地内に、自己の氏名、名称、店名もしくは商標、事業等の内容を表示するもの)

区分			許可地域	第3種禁止地域	第2種禁止地域	第1種禁止地域
			禁止地域以外	R427号・多可北条線 から100m以内	加美区岩座神、箸荷ほか	加美中央線から 1000m以内ほか
自 家 用 広 告 物	許 可 不 要	表示面積の合計	10㎡以下	5㎡以下		
		数量	3枚(基、個)以下			
	表 示 ・ 設 置 で き る も の	表示面積の合計	個別基準に従う →P.5～P.8	30㎡以下 (自己の氏名、店名等 以外の表示は 15㎡以下)	20㎡以下 (自己の氏名、店名等 以外の表示は 5㎡以下)	10㎡以下 (自己の氏名、店名等 以外の表示は 5㎡以下)
		数量	個別基準に従う →P.5～P.8	5枚(基、個)以下	4枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下
		敷地内建植え 広告物の地上 からの高さ	15m以下	10m以下	7m以下	5m以下
		その他の表示 方法に関する 禁止事項	①ネオン管の露出 しているネオンサイン ②光源の点滅が 急速なもの	①ネオン管の露出 しているネオンサイン、 LEDサイン ②光源の点滅が急速 なもの	①屋上への表示・設置 ②ネオンサイン等の使用 ③光源の点滅	①建築物の壁面からの 突出 ②屋上への表示・設置 ③ネオンサイン、LEDサ インの使用 ④光源の点滅

●管理用広告物

(自己の所有する土地又は物件の管理を目的とするもの ex)〇〇建設予定地、〇〇会社所有)

区分			許可地域	第3種禁止地域	第2種禁止地域	第1種禁止地域
			禁止地域以外	R427号・多可北条線から100m以内	加美区岩座神、箸荷ほか	加美中央線から1000m以内ほか
管理用 広告物	許可不要	表示面積の合計	10㎡以下			5㎡以下
		数量	3枚(基、個)以下			2枚(基、個)以下
		敷地内建植え広告物の地上からの高さ	—	10m以下	7m以下	5m以下
		表示・設置箇所の制限	—	①屋上への表示・設置の禁止 ②壁面からの突出禁止		
		色彩	—	①彩度10以上の色数は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)		
		その他の表示方法に関する禁止事項	—	①ネオン管の露出しているネオンサイン LEDサイン ②光源の点滅が急速なもの	①ネオンサイン等の使用 ②光源の点滅	
	表示・設置できるもの			個別基準に従う (P.5～P.8)		

●野立広告物（自己の事業地以外の単なる商業広告）

区分			許可地域	禁止地域
			禁止地域以外	R427号・多可北条線から100m以内 加美中央線から1000m以内ほか
野 立 ・ 設 置 で き る も の	許可不要		もれなく許可が必要	表示不可 ※案内誘導広告物等のみ表示可能
	表示・設置できるもの	表示面積	○広告板: 1方向の表示の面積10㎡以下 ○広告塔: それぞれ接する2方向の表示面の面積合計が15㎡以下	
		地上からの高さ	○広告板:5m以下 ○広告塔:10m以下	
		相互距離	5m以上 (路端距離100m以上のものは100m以上)	
		表示・設置場所	交通信号機・踏切から距離5m以上	
		色彩	彩度10以上は2色以下	
		その他の表示方法	ネオンサイン等の使用、 光源の点滅禁止	

●案内誘導広告物（自己敷地外に建植える、集客施設・店舗等への案内誘導のためのもの）

区分		許可地域	禁止地域
		禁止地域以外	R427号・多可北条線から100m以内 加美中央線から1000m以内ほか
案内 誘導 広告 物	許可不要		もれなく許可が必要
	表示・設置 できるもの	表示面積	○広告板:1方向の表示面積2㎡以下 ○広告塔:それぞれ接する2方向の表示面積の合計2㎡以下 ○集合案内広告物: ①1方向の表示面積の合計は8㎡以下 ②1つの施設への案内誘導に係るものの1方向の表示面積1㎡以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下
		誘導距離	案内誘導しようとしている施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		表示・設置場所	交通信号機・踏切から距離5m以上
		色彩	①彩度10以上は2色以下 ②彩度10以上の色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)
	その他の表示方法		①案内誘導のために必要最小限の事項の表示 ②方向、距離等に誘導に係る表示部分の表示面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用、光源の点滅禁止 ④集合案内広告物にあたっては、形状・面積・材料・色彩・意匠等を、原則、統一する

許可基準② 広告物ごとの種類による個別基準

※兵庫県作成「兵庫県屋外広告物条例しおり」より引用

【個別基準】 屋外広告物の形態やその目的に応じて適用される基準

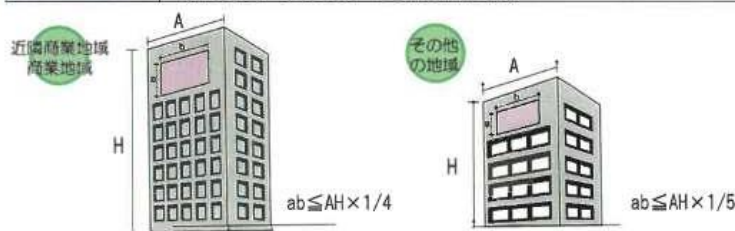
1 屋上を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
屋外広告物の高さ	地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	5.2m以下 （超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下 （同左）
表示・設置場所	木造建築物の屋上への表示・設置禁止	
その他の表示方法	○建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みをルーバーなどにより遮へいすること	○配管の露出している配管リヤ又はLEDリヤの使用・光源の点滅が急速なものの禁止



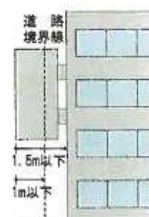
2 壁面を利用するもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面の1/4以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/4以下） 広告幕の規格は、長さ1.5m以下、幅1.5m以下	壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下）
地上からの高さ	5.2m以下 （超える場合は一定基準を満たすものに限定）	4.7m以下 （同左）
その他の表示方法	○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ○意匠が同一のものは、1壁面に1個（枚）	



3 壁面より突出するもの

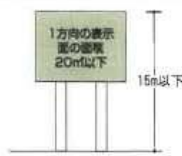
区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界から1m以下	
地上からの高さ	5.2m以下	4.7m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	○壁面の上端を超える突出禁止 ○表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機から10m以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用・光源の点滅の禁止	



4 自己敷地に建植えるもの

区 分	近隣商業地域・商業地域	その他の地域
表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積20㎡以下、表示面積40㎡以下 (LEDサインを使用する場合、1方向の表示面積5㎡以下、表示面積10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計30㎡以下、表示面積60㎡以下 (LEDサインを使用する場合、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計7.5㎡以下、表示面積15㎡以下)	
数 量	2基以下	
地上からの高さ	15m以下 (LEDサインを使用する場合は10m以下、LEDサインを使用し交通信号機からの距離が50m以下の場合は5m以下)	
その他の表示方法	—	地上からの高さが5mを超える場合は、材質の露出している材質又はLEDサインの使用・光源の点滅が急速なものの禁止

広告板



広告塔



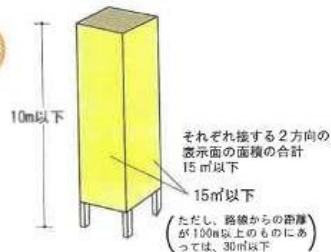
5 自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

区 分	許可地域等
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下 (路端距離100m以上のものは20㎡以下) 表示面積20㎡以下 (路端距離100m以上のものは40㎡以下) ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下 (路端距離100m以上のものは30㎡以下) 表示面積30㎡以下 (路端距離100m以上のものは60㎡以下)
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上 (路端距離100m以上のものは100m以上)
表示・設置場所	○特定区域での表示・設置禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色 彩	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止

広告板



広告塔



6 自己敷地外に建植える道標・案内図板等

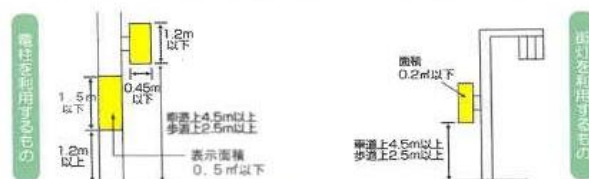
区 分	特定区域	その他
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	①道 標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説 明 板 4㎡以下 ④そ の 他 6㎡以下	
地上からの高さ	3m以下 (土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下)	5に定める基準に適合していること
相互距離	5m以上	
色 彩 (案内図板以外のもの)	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色 (文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ) 部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下 (色数が2色以下の場合を除く)	(案内図板にあっては、5の表示・設置場所及び色彩の基準を除く)
表示・設置場所	○交通信号機・踏切からの距離5m以上	
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	

7 自己敷地外に建植える案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特 定 区 域	そ の 他
1 方向の表示面の面積 (広告等はそれぞれ異なる 2 方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下（集案案内誘導広告物以外） ○集案案内誘導広告物にあっては、1 方向の表示面の面積の合計 8㎡以下、1 の施設等への案内誘導に係るものの 1 方向の表示面の面積 1㎡以下	5 に定める基準に適合していること
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集案案内誘導広告物にあっては 5m以下）	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から 10km 以内	
相互距離	5m 以上	
表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離 5m 以上	
色 彩	○彩度 10 以上の色数は 2 色以下 ○彩度 10 以上を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が 1/2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集案案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	

8 電柱、街灯を利用するもの

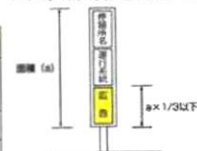
区 分	電柱を利用するもの	街灯を利用するもの
規 格 等	①突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻き付けるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下	1 方向の表示面の面積 0.2㎡以下
数 量	電柱 1 本につき、 突出するもの、巻き付けるもの 各 1 個	街灯 1 本につき、 突出するもの 1 個
道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m 以上（歩道上 2.5m 以上） ②巻き付けるもの 1.2m 以上	
表示・設置場所	交通信号機からの距離 5m 以上	
色 彩	○彩度 10 以上の色数は 2 色以下 ○地色への彩度 10 以上の色の使用禁止	○彩度 10 以上の色数は 2 色以下 ○地色への彩度 10 以上の色の使用禁止（色数が 2 色以下の場合を除く）
その他の表示方法	<突出するもののみ適用> ○設置する方向が歩道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ○電柱から垂直に 0.15m 離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○同一商店街に表示・設置するものにあっては、規格を統一すること ○厚さ 0.15m 以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること



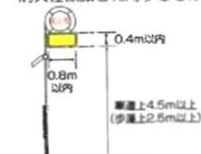
9 バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

区 分	バス停留所標識を利用するもの	消火栓標識を利用するもの
規 格 1 方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の 1/3 以下	縦 0.4m 以下 横 0.8m 以下
数 量	1 個	標識 1 本につき、突出するもの 1 個
道路面からの高さ	——	4.5m 以上（歩道上 2.5m 以上）
表示・設置場所	——	交通信号機からの距離 5m 以上
色 彩	○彩度 10 以上の色数は 2 色以下 ○地色への彩度 10 以上の色の使用禁止（色数が 2 色以下の混合を除く）	
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること	——

バス停留所標識を利用するもの

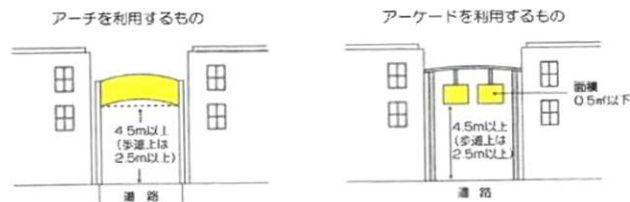


消火栓標識を利用するもの



10 アーチ、アーケードを利用するもの

区 分	アーチを利用するもの	アーケードを利用するもの（一時的なものを除く）
1方向の表示面の面積	—	0.5㎡以下
数 量	—	表示・設置しようとする者1人につき1個とすること
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）	
その他の表示方法	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	○同一商店街に表示・設置するものにあつては規格を統一すること ○照明を伴うものであること ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止



11 電車に表示するもの

- ①車両の各面における屋外広告物の表示面積の合計は、当該各面の面積の5分の1以下とすること。
- ②地色に彩度10以上の色又は彩度8以上の青や青緑を使用しないこと。ただし、地色をその表示する箇所の車両の色とする場合は、この限りでない。

加えて、以下の事項に十分注意してください。

- ①車両本来の色彩や形状との調和に配慮すること。
- ②編成車両全体で、広告物の色彩や形状等を統一性のあるものとするよう配慮すること。
- ③窓やドア等のガラス面に表示する場合は、美観を維持するとともに、非常時の脱出に際し障害とならないよう、安全性に十分配慮すること。

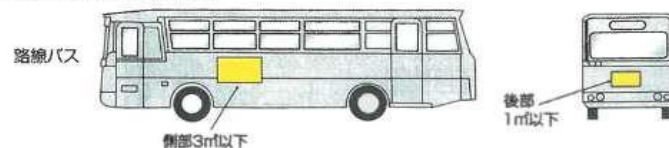
12 自動車に表示するもの

- ①宣伝車（自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車を用い、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする）

②路線バス

表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とし、前部には表示しないこと。

（ラッピングについては、表示面積の制限はありませんが、ガイドラインが適用されますので市町屋外広告物担当課にご確認ください。）



13 垣、塀を利用するもの

- ①表示面積の合計は、表示・設置される垣又は塀の面の面積の4分の1以下とすること。
- ②2個以下とすること。
- ③垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

14 広告幕（壁面を利用するものを除く）

横断幕にあつては、道路面からの高さが4.5m以上であること。

15 アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

16 広告旗

- ①表示面積は2㎡以下とすること。
- ②道路の路肩から5m以内の場所に設置するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。

17 置看板

道路路上には設置しないこと。

■屋外広告物手数料 一覧表（「多可町手数料条例」より）

広告等の種類や大きさ、数量により変わりますので、申請時に算定させていただきます。

はり紙・はり札		100 枚につき	300 円
※100 枚未満、又は 100 枚に満たない端数があるときはこれを 100 枚とする。			
看板並びに広告板 及び広告塔	5㎡未満	1 枚又は 1 基につき	1,000 円
	5㎡以上 10 ㎡未満	1 枚又は 1 基につき	2,000 円
	10 ㎡以上	1 枚又は 1 基につき	3,000 円
	15 ㎡超え	3,000 円に、15 ㎡を超える 5 ㎡又はその端数ごとに 1,000 円を加算した額	
アーチによるもの		1 基につき	4,000 円
宣伝車		1 台につき	2,000 円
アドバルーン		1 個につき	800 円
電柱・街灯利用広告物		1 個(枚、基)につき	300 円
標識利用広告物			
車体利用広告物			
広告幕			
立看板			
のぼり・旗			
その他の広告物			